

# 平成26年第4回安堵町議会定例会

(第1日)

日時 平成26年12月3日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

## 1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

## 2 出席議員 10名

## 3 欠席議員 なし

## 4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

## 5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長	近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友
会 計 管 理 者	喜多 君美代		
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生		

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

日程第 4 報告第 2号：専決処分の承認を求めることについて（平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

日程第 5 議案第 1号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 2号：特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5号：安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第10 議案第 6号：安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 7号：平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

日程第12 議案第 8号：平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について

日程第13 議案第 9号：平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

-----

## 開 会

-----  
午前10時  
-----

議長（山岡 敏） おはようございます。

ただいまから平成26年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（山岡 敏） これから、本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） みなさん、おはようございます。

平成26年第4回定例会を招集いたしましたところ、皆様におかれましては、年末何かとお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年も余すところあと1か月足らずとなりました。11月21日の突然の衆議院解散に伴う総選挙が、今月14日に投開票行う運びとなっております。

昨日公示された同選挙が、本町におきましても、適正に執行できるよう万全の体制をもって臨んでまいりたいと考えているところでございます。

今年は、今村文吾翁没後150年を迎える節目の年に当たり、これを記念して、安堵町歴史民族資料館の茶室に扁額を掲げました。

春日大社岡本彰夫権宮司に、「杏庵」と命名、揮毫していただき、また、木彫は川上村の書家、土井一成氏に依頼して出来上がったものでございます。

これまで以上に格式が備わった茶室を、町内外の方々にも広く愛され、御利用いただきたいと思っているところでございます。

また、来年1月17日から、奈良県立美術館において、「富本憲吉展～華麗なる色絵・金銀彩～」が開催されます。この企画は、「ふるさと知事ネットワーク」の活動の一環で、奈良県と石川県の美術館交流展示でございます。石川県の九谷は、富本憲吉氏が晩年に金銀彩を加えた、華やかな色絵技法の研究に励んだ地であります。

展示期間中、富本氏の故郷、安堵町を紹介するコーナーを設置し、連携展示を行う予定であり、現在当展示に向け、本町の豊かな魅力を紹介する準備を進めているとこ

ろでございます。

加えまして、第3回定例会で補正予算の可決をいただきました、町内全域放送設備の件でございますが、工事が順調に進み、竣工の時期を迎えました。

今後は、「えーまち安堵安心メール配信サービス」と併せて、コミュニティと防災情報の発信ができ、安全・安心のまちづくりが更に充実できるものと期待しているところでございます。

さて、本日提案させていただきます案件ですが、専決処分の報告が3件。条例の一部改正が5件。新規制定が1件。平成26年度補正予算案件が3件の、合計12件でございます。

それでは、順を追って説明いたします。

まず、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、引用している児童扶養手当法の一部改正により、条ずれが生じたことに伴い、同条例において整理を行うものでございます。

事務処理に支障をきたすため、平成26年11月11日に専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

次に報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）についてでございます。

今回の補正につきましては、平成26年度において、臨時福祉給付金及び子育て給付金に係る費用、農地情報公開システム等整備委託料及び、消防団員退職報奨金の発生により434万円の予算不足となりましたので、増額補正をいたしました。

9月の定例会後、判明あるいは交付決定を受け、早急に予算措置をする必要があるため、10月16日に専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正意第6号）についてでございます。

当補正につきましては、衆議院の突然の解散により、今月14日に総選挙が執行されることとなりましたので、その経費647万1千円を増額補正したものです。

こちらにつきましても、早急に対応するために、11月21日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、国に準じて給料表の改定、自動車等使用に係る通勤手当の増額、勤勉手当の増率を行うものでございます。

え、続きまして、次の議案第2号から議案第4号につきましては、いずれも一般職の給与改定を受けて改正するものですので、合わせて説明をさせていただきます。

議案第2号、特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務状況に関する条例の一部を改正

する条例について

議案第4号、安堵町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これらは、いずれも国において、一般職の職員にあたる勤勉手当支給割合を増率することを受けて、特別職に係る期末手当についても改定を行うこととなりましたので、本町の特別職等についても、同様の改定を行うため改正するものでございます。

え、続きまして、議案第5号、安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、当町独自の政策であり、安堵町への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とし、新設する制度で、町内に居住するために、取得した住宅の土地に対する固定資産税の課税を3年度分免除するために制定する、規定するものでございます。

次に議案第6号、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

当改正につきましては、健康保険法施行例の一部改正により、産科医療保障制度掛金の引き下げに伴い、出産育児一時金の額を増額するものでございます。

次に、議案第7号、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてでございます。

今回の補正は、1億5,460万8千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、来年の知事選挙、県議会議員選挙に係る費用、社会保障番号制度システムの間接サーバー利用負担金、年金システムプログラム修正委託料、中学校給食施設整備工事費、人事異動及び給与改定に伴う人件費の増減、特別会計への繰り出し金等によるものでございます。

併せて、公営住宅建設事業債及び学校教育施設等整備事業債の増に伴い、限度額1億1,980万円の地方債補正を行うものでございます。

次に議案第8号、平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）についてでございます。

これにつきましては、地方債の繰上げ償還を実施するに当たり、必要となった元金、及び保証金を708万8千円増額補正するものでございます。

併せて、住宅新築資金等貸付事業債、及び宅地取得資金等貸付事業債の増に伴い、限度額660万円の地方債補正をするものでございます。

最後に、議案第9号、平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

当補正につきましては、給与改定に伴い、14万8千円を増額補正するものでございます。

以上大筋につきまして説明を行いました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

---

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいりたいと思います。

---

議長（山岡 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番中本幸一議員、5番島田正芳議員を指名します。

---

議長（山岡 敏） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から12日までの10日間にいたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。  
本定例会の会期は本日から12日までの10日間とすることに決定いたしました。

---

議長（山岡 敏） 日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務部門理事兼総務課長。

（近藤総務部門理事兼総務課長 登壇）

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） おはようございます。総務の近藤でございます。  
それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。  
時代の社会を担う、子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法

等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布され、その一部の規定が、平成26年12月1日から施行されることになり、児童扶養手当の一部も改正され、条項が条ずれを起こすことになりました。

このことから、安堵町消防団員等公務災害補償条例、昭和41年安堵村条例第6号中の引用法律、児童扶養手当に係る条項が、条ずれを起こすため、変更を行うものでございます。

議案書の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

附則

他の法律による給付と調整を規定しております、第5条第7項第1号中、第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号を、第13条の2第1項第1号から第3号まで、若しくは第2項第1号に改めます。

次のページを御覧ください。

同項第2号中、第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号を第13条の2第1項第4号、又は、第2項第2号に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成26年12月1日であります。

事務処理に支障をきたすため、平成26年11月11日に専決処分いたしました。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成26年12月3日報告

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月11日専決

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安堵村条例第6号）の一部を次のように改正する。

以下、え、の本文の改正につきましては、先ほど新旧対照表等で、説明いたしました部分と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） 森田でございます。

いまちょっと、御説明の中で、その説明の趣旨のほうはよく、十分理解させていただいたんですけども。

この非常勤、安堵町消防団員公務災害補償条例のこの部分の中で、ちょっと今気づいたんですけども、この貸借、あの要するに現行と改正後の、要するにこの新旧対照表の中で、今、そのうちの、ここに当該年金たる損害補償がある非常勤消防団員、又は非常勤水防団員に係るもの、というようなこの、うち、条例のほうで表現があるわけなんですけども、まあ、消防団員の非常勤消防団員のことは理解するんですけども、非常勤水防団員というのは、具体的にあのどういうものをさしておるんですか、ちょっとお聞きしたいです。

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。その場で結構です。

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、あの、現状に至りましては、非常勤消防団員というのは、ま、安堵町で消防団員というのをしております。

で、現在、非常勤の消防団員という規定、町のほうでは、はい、水防に当たる部分ということで、え、はい、あの非常、水防団員というふうな形は無いんですが、え、非常勤消防団員が、出動した場合は、非常勤水防団員に変更して活動するというふうな形になるかと思えます。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） あの、一応それで説明わかりました。

非常勤消防団員が、水防の際、ま、これはあの、町長の命により、また、消防この非常勤消防団員は団長の命によりですね、水防に従事したときには、この公務災害の補償条例が適用されるというように理解してよろしいんですね。はい、ありがとうございました。

議長（山岡 敏） ほかに質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） これで質疑は終わります。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第 1 号を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

報告第 1 号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは報告第2号、専決処分の承認を求めることについて平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、歳出については、民生費におきまして、5月臨時議会で可決いただきました、消費税増税に伴う子育て世代及び、低所得者への負担緩和を目的とする子育て世代臨時特例給付金、及び臨時福祉給付金の対象者が、当初見込みを上回ることによる補正。

農林水産業費におきましては、農地法改正に伴う農地台帳システムの整備に要する費用のための補正。

消防費におきましては、消防団員退職に伴う退職報奨金の補正でございます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ434万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億3,425万1,000円といたします。

なお、専決理由といたしましては、民生費については、10月時点で対象者が当初の見込みを上回ることとなったため、また、農林水産業費につきましては、9月26日に県補助金の交付決定を受けました。

また、消防につきましては、9月30日付けで消防団員が2名退団しておりまして、いずれも、早急に予算措置の必要があるため、専決処分日を、平成26年10月16日とさせていただきます。

それでは、詳細を、補正予算書によりご説明させていただきます。

補正予算書の7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目16. 臨時福祉給付金費におきまして、臨時福祉給付金増として、181万円の増額補正。

同款、項2. 児童福祉費、目5. 子育て給付金費におきまして、子育て世帯臨時特例給付金事務諸費用として9万円の増額補正で、いずれも100%の国庫補助金となっております。

次に、款5. 農林水産業費、項1. 農業費、目1. 農業委員会費におきまして、農地台帳システムの整備費用として、97万2,000円の増額補正で、こちらも100%の県費補助となっております。

続きまして、款8. 消防費、項1. 消防費、目1. 非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報奨金としまして、146万8,000円の増額補正で、退職手当組合から全額繰り入れされます。

続きまして、戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金で、子育て世帯臨時特例給付金事業に係る9万円、及び臨時福祉給付金事業に係る181万円、計190万円の増額補正でございます。

続きまして、款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 農林水産業費補助金で、97万2,000円の増額補正でございます。

続いて、款 18. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 雑入で、消防団員退職に伴う退職報奨金の受け入れ分としまして、146万8,000円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 26 年 12 月 3 日報告

安堵町長 西本安博

次に専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 26 年 10 月 16 日専決

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算補正第 5 号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 434 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 30 億 3,425 万 1,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年度 10 月 16 日専決。

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページ、2 ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫負担金、補正前の額、1 億 6,323 万 8,000 円、補正額 190 万円、計 1 億 6,513 万 8,000 円。

款14. 県支出金、項2. 県補助金、補正前の額、3,493万2千円、補正額97万2,000円、計3,590万4,000円。

款18. 諸収入、項3. 雑入、補正前の額、1,493万6,000円、補正額146万8,000円、計1,640万4,000円。

歳入合計、補正前の額、30億2,991万1,000円、補正額434万円、計30億3,425万1,000円。

続きまして3ページお願いいたします。

#### 歳出の部

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、補正前の額、5億3,844万7,000円、補正額181万円、計5億4,025万7,000円。

同款、項2. 児童福祉費、補正前の額、2億9,942万7,000円、補正額9万円、計2億9,951万7,000円。

款5. 農林水産業費、項1. 農業費、補正前の額、6,526万9,000円、補正額97万2,000円、計6,624万1,000円。

款9. 消防費、項1. 消防費、補正前の額1億2,760万1,000円、補正額146万8,000円、計1億2,906万9,000円。

歳出合計、補正前の額、90億2,991万1,000円、補正額434万円、計30億3,425万1,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第2号を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

-----

議長（山岡 敏） 続いて、日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） それでは引き続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について御説明させていただきます。

本補正の理由につきましては、歳出について、総務費におきまして、衆議院が11月21日に解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、12月14日に執行されることに伴い、伴う必要経費の補正で、国より県を經由して執行経費が全額措置されます。

これによりまして、本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、647万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、30億4,072万2,000円といたします。

なお、専決理由といたしましては、解散後早急に選挙準備を進める必要があったため、専決処分日を平成26年11月21日とさせていただきました。

それでは、詳細を補正予算書により、御説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款2．総務費、項4．選挙費、目5．衆議院議員選挙費におきまして、647万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款14. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金で、衆議院議員選挙執行委託金643万1,000円の増額補正で、ほぼ100%の補助でございます。

続きまして、款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金で、4万円の増額で、歳出の不足を補うものでございまして、増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67）第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成26年12月3日報告

安堵町長 西本安博

次の専決処分書を朗読いたします。

次のページお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日専決

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、647万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、30億4,072万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の、款、項区分の及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成26年11月21日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページ2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款14. 県支出金、項3. 委託金、補正前の額、1,156万3,000円、補正額643万1,000円、計1,799万4,000円。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、補正前の額、9,966万8,000円、補正額4万円、計9,970万8,000円。

歳入合計、補正前の額、30億3,425万1,000円、補正額647万1,000円、計30億4,072万2,000円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出の部

款2. 総務費、項4. 選挙費、補正前の額、682万3,000円、補正額647万1,000円、計1,329万4,000円。

歳出合計、補正前の額、30億3,425万1,000円、補正額647万2,000円、計30億4,072万2,000円。

次のページ以降の、事項別明細書につきましては、先ほどのご説明と重複いたしますので割愛のほうさせていただきます。

以上でございます、御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第3号を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第6 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務部門理事兼総務課長。

（近藤総務部門理事兼総務課長 登壇）

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） それでは、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

人事院が、8月7日一般職の国家公務員の給与改定、及び給与制度の総合的見直しを、国会及び内閣に勧告し、平成26年10月7日勧告どおり実施で勧告されました。

これは、人事院の行った職種別民間給与実態調査の結果により、公務員の給与が、民間給与と比較して、0.27%の格差が生じていること、また、昨年8月から、本年7月までの直近、1年間の民間支給実績と、公務員の年間の支給月数を比較したところ、公務員の支給割合、3.95月に対し、民間の支給割合、4.12月と、0.17月の格差が生じていることから、勧告されたところでございます。

このことを受け、安堵町におきましても、国の給料表等に準じているため、今回の国家公務員の改正に添う形で、民間格差等に基づく、本年度の給与水準改定を行うものでございます。

今回、大きく3つの改訂がございます。

新旧対照表、後ろの方の3ページから6ページを御覧いただきたいと思っております。

別表第1、第3条関係を御覧ください。

1点目は、月例給棒級表について、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて、給料表を0.3%引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表前へ戻って、1、2ページを御覧ください。

2点目は、通勤手当の改正でございます。

自動車等使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況を踏まえ、使用距離片道5キロ以上の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

これら2点の改正については、平成26年4月1日からの遡及適用となります。

続きまして、新旧対照表3ページ上段を御覧ください。

3点目は、ボーナス率の引き上げでございます。

年間3.95月分を4.10月分に0.15月分引き上げるもので、12月の勤勉手当に配分され、0.675月分が0.825月分となります。

なお、再任用職員の勤勉手当につきましても、0.325月分が0.375月分と、0.05月分の引き上げとなります。

この引き上げは、平成26年12月1日から適用となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年安堵村条例）第3号の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年安堵村条例）第3号の一部を次のように改正する。

改正条文につきましては、先ほど御説明させていただいた分と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議の上、可決いただきますようよろしく御願いたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（山岡 敏） 続いて、日程第7 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9 議案第4号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務部門理事兼総務課長。

（近藤総務部門理事兼総務課長 登壇）

総務部門理事兼総務課長（近藤善敬） はい、失礼いたします。

それでは、議案第2号特別職の職員で常勤のものの給与、及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

まず、議案第2号議案第3号につきましては、国家公務員の給与改定に順次、特別職の国家公務員の給与が改定されることから、安堵町においても、国に準じる形で

12月期の特別職、教育長の期末手当の支給月数を、現行1.55月から1.7月に、え、0.15月分引き上げる改定、改正でございます。

まず、特別職の職員で、常勤のものの給与、及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

期末手当

第6条、ただし書き中、下線部100分の155を100分の170に改めるものでございます。

次に、議案第3号教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例につきましても、議案書の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

給与

第2条第3号、ただし書き中、下線部100分の155を100分の170に改めるものでございます。

どちらにつきましても、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第4号安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条に、条例につきましては、特別職の改定に準じて、12月期の議員の期末手当の支給月数を、現行1.55月から1.7月に0.15分引き上げる改正でございませう。

議案書の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

期末手当

第7条第2項、ただし書き中、下線部、100分の155を100分の170に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日からの適用となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年安堵村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページでございませう。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年安堵村条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下先ほど説明と重複しますので、割愛させていただきます。

続きまして、議案第3号教育長の給与勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和43年安堵村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

次のページでございます。

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和43年安堵村条例第3号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、先ほどの改正条文の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

続きまして、  
議案第4号 安堵町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

安堵町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例（昭和20年安堵町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページでございます。

安堵町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安堵町議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例（平成20年安堵町条例第13号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議いただきまして、御可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより議案第2号から、議案第4号について、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第2号を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（山岡 敏） 次に、議案第3号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第3号を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、全員起立でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（山岡 敏） 次に、議案第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） え、あの、今議案第2号、第3号、私承認をさすことに賛成をさせていただきました。

議会議員の議員報酬費用弁償につきましての、この同じ条例でございます、改正でございますけども、あの特に私、え、感じますところ、ここ最近、え、特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正ということの、この中でですね、非常勤の方々の日額の、日当そしてまた報酬、非常にやはり私は、眺めてみても、いろいろと低いなという感じがいたします。ま、そんなことで、私はこの議案第4号の、議案、いずれ私もその非常勤の特別職のことについての、議論はまた、議会の場で正式に意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、この議案第4号のことに、案件に関しましては、私は反対でございます。

議長（山岡 敏） はい、森田議員が今反対討論をされました。

賛成討論ございますか。行政側からでも結構です。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） あの私は反対討論申し上げました、質疑を申し上げましたけども、まあの、賛成討論なしでも、採決をしていただければ、それで結構でございます。

議長（山岡 敏） わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） それでは、討論には入りません。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、賛成多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（山岡 敏） 続いて、日程第10 議案第5号 安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（山岡 敏） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます。税務課長中野です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを、説明させていただきます。

本条例につきましては、安堵町独自の政策で、人口減少、高齢化問題についての取り組みといたしまして、50歳以下の若年層の定住を促進するため、また、地域の活性化を図ることを、目的といたしまして、地方税法第6条の規定に基づきまして、固定資産税の課税を免除することに関しまして、条例制定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

それでは、一枚めくっていただきまして、本文1ページを御覧ください。

まず、第1条、趣旨といたしまして、本条例は、本町への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とするもの、ということでございます。

次条、第2条でございますが、課税免除の対象を規定したもので、第1項第1号から第5号のいずれにも該当するものに限り適応し、まず第1号につきましては、課税免除をする対象につきましては、取得する貸家住宅を除く、新築住宅、又は既存の住

宅の土地に掛かる固定資産税とし、取得期限を平成27年1月2日から平成32年1月1日までの5年間とします。

続いて、第2号では、その住宅の、住宅及び敷地についての所有者は、同一人であるということとします。

第3号、その所有者は、取得した年の翌年1月1日におきましては、あつ、おきまして満50歳以下であるということとします。

第4号、その所有者は、取得した年の翌年1月1日におきまして、現に居住しており、かつ、安堵町に住民登録があるものといたします。

ただし書きでは、住民登録につきましては、1年間の猶予期間を設けております。

1ページ開いていただきまして、2ページで、第5号では、複数の、共有で所有する場合、共有者のいずれかが要件を満たしているものといたします。

第2項につきましては、第1項の要件を満たしていても、取得した年の翌年1月1日におきまして、その所有者、及び所有者の世帯員に、本町の、町税、保険料、使用料等の、等に滞納がある場合は、課税免除は行わないということとします。

え、第3条につきましては、課税免除する額については、取得した土地に対する固定資産税額を、5万円を限度に全額といたします。

第4条につきましては、課税免除する期間は、最初に課税される年度から、3年度分とします。

第5条につきましては、申請について、また、第6条につきましては、申請に対し決定の適否を通知する規定。

第7条におきましては、課税免除の取り消しをする規定で、3ページ上段のほうで、3ページ上段のほうで、第1号では、所有者及び所有者の世帯員に、町税等に滞納があるとき。

第2号では、居住しなくなったとき。

第3号では、住民登録がなくなったとき。

また、第4号では、偽りその他、不正を行ったとき。

第5号では、住宅と土地の所有者が、同一人でなくなったときとします。

第8条では、委任規定でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第5号 安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます

す。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

1 番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） あの、先回の、森田でございます。

先回の議案説明会のところで、若干ちょっと質問させていただいて、まあ、説明は受けておりますけども、どうも、あの、この安堵町に定住促進していただける住宅取得に関する固定資産税の課税免除ということの、この条例でございますねんけども、安堵町独自でこの制度を要するに活用していこうと、新条例でございます。

ちょっとね、私まだ未だに合点行かないのですけども、あの、第2条で、2号に土地、対象の土地と、対象の土地に対する、いわゆる上ものの住宅対象物件ですね、この所有者が、同一人であることということで、これ限定されておるんですね。

これまあ、私同じことを議案の説明会のときにちょっと聞いた、これまああの、贈与税に掛かるのか、それとも相続税、要するに延長掛かるのかと、その相続税、そして贈与税のことに関しての質問をさせていただいた折に、説明受けたんですけども、後にも課長のほうから説明をいただきました。

これ非常に複雑なんです、この制度。

あのそこのとこね、まあ、このよそから安堵町に定住され、このねらいはわかるんですよ。あの、まあ、この人口をですれもっと増やしていきたいというこの施策の内容はわかるんですけども、それであれば、この、譲与税とか、そしてまた、相続税とか、諸々のことに関して、もう、そんなんお父さんの土地があって、そこに息子さんの土地が、要するに隠居か言うんですかな、息子さん土地をそこへ住まそうというたときにね、非常にやはり複雑な、そのやはり、え、前の説明も受けたら、所得税の勿論あの、減免の申請を受けなければならないとか、確定申告で、当たる諸事項とかいうような手続きが非常に複雑化しております。

そのことで、この同一人、要するに、安堵町の方が、息子さんがよそへ行かれる食い止める意味で、要するに、入ってこられるのも定住の要件でございますし、食い止めるのも定住の要件だという私はそういう理解しとるんです。

だからもうちょっとここのとこを、あの、今現在安堵町のほうが、分家されるとか、言うようなことが非常に食い止めるためにでも、そういうものも必要じゃないかと、だから、あの、この土地と建物を、同一人でなければならない、いうことになってくれば、非常に利用者が、安堵町で住まいされてる方については、利用者が少ない、私

そう思います。ま、ちょっとそんなことで私いささか、また後日、常任委員会等でいろいろと検討をさせていただいて、議論させていただきたいと思いますので、その辺のこと、質疑として申し上げておきます。以上です。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。  
ほかに質疑はございませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） え、先ほど森田議員からの発議がございました。  
ただいまの議題については、議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。  
議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） え、ただ今11時6分です。  
11時15分まで、休憩を取りたいと思います。よろしくをお願いします。

（暫時休憩）

---

11時6分

11時15分

---

.....

議長（山岡 敏） はい、休憩に引き続きまして、議事進行していきます。

議長（山岡 敏） 日程第11 議案第6号安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 住民課堀川でございます、よろしくお願いたします。

それでは、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

本件につきましては、産科医療保障制度の掛金が、現行の3万円から、1万6,000円に引き下げられることにより、健康保険法施行例の一部が改正され、これに伴い、安堵町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

現行では、出産一時、育児一時金として、39万円、これに加えて、産科医療保障分として3万円、合計で42万円お支払いしています。

改正後は、出産育児一時金として、40万4,000円、これに加えて産科医療保障分として1万6,000円、合計で現行と同額の42万円をお支払いするように改正するものでございます。

それでは詳細につきまして、御説明いたします。

議案書最終ページの、新旧対照表をお願いいたします。

第8条中の、出産育児一時金の39万円を、40万4,000円に改めます。

同条中の、ただし書き規定にしています、健康保険法施行令の第36条の規定を勘案した、3万円を上限とする加算につきましては、規則委任をしていますのでそのまま残し、規則で明記しています加算額3万円を、1万6,000円に改めることにより、合計といたしまして、現行と同額の42万円にするものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成27年1月1日とさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第6号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例（昭和34年安堵村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページ1ページをお願いいたします。

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

安堵町国民健康保険条例（昭和34年安堵村条例第2号）、え、第2号の一部を改正するよう、次のように改正する。

以下につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます

す。

御審議、御承認、え、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます、起立全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（山岡 敏） 続いて、日程第12議案第7号平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議案第7号、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について、御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、歳出について大きく分けて6つございます。

一つ目は、平成26年度人事院勧告に伴う給与改定、及び人事異動に伴う人件費の補正。

二つ目は、国民生活を支える社会的基盤として実施される、社会保障税番号制度の情報点検に必要となる、中間サーバー構築に要する負担金の補正。

三つ目は、奈良県知事選挙、及び奈良県議会議員選挙に係る選挙期日が平成27年4月12日に決定したことによる、本年度執行経費の補正。

四つ目は、国民年金制度改正に伴う、システム改正に要する費用の補正。

五つ目は、中学校給食施行、中学校給食施工工事費を平成25年度より繰越しいたしましたが、追加工事に係る経費のための補正。

六つ目は、県市町村財政健全化支援事業を活用した、地方債の繰上げ償還のための補正でございます。

本事業によりまして、あの、保証金の2分の1分が、県から保証され、元金及び残り2分の1分の保証金は無利子で県から借り入れます。

続きまして、歳入につきましてですが、一つ目は、平成26年度地方交付税の確定に伴う補正。

二つ目は、後期高齢者医療広域連合組合の決算において、平成26年度療養給付費負担金の精算を還付、受け入れのための補正。

三つ目といたしましては、地方債の繰上げ償還分の、借り入れに伴う補正でございます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1億5,460万8,000円を追加し、歳入歳出総額を、31億9,533万円といたします。

それでは補正予算書により、御説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費におきまして、給与改定及び人事異動に伴う人件費といたしまして、60万2,000円の増額でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、及び目4. 企画費におきまして、人件費といたしまして、合わせて、180万5,000円の減額補正。

次のページに移っていただきまして、12ページお願いいたします。

目6. 電子計算費におきまして、社会保障税番号制度の中間サーバープラットフォーム利用負担金といたしまして、66万3,000円の増額補正。

同款、項2. 徴税费、目1. 税務総務費におきまして、人件費といたしまして10万円の減額補正。

同款、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費におきまして、人件費といたしまして、170万1,000円の増額補正でございます。

次のページに移っていただきまして、13ページお願いいたします。

同款、項 4. 選挙費、目 4. 知事、県議会議員選挙費におきまして、知事及び県議会議員選挙費の執行経費といたしまして、249万9,000円の増額補正でございます。

次に、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費におきまして、人件費といたしまして、48万円の増額補正。

目 2. 国民年金事務取扱費におきまして、人件費及び法改正に伴うシステム改修、56万7,000円を含む、計66万7,000円の増額補正。

目 3. 老人福祉費におきまして、人件費といたしまして、67万6,000円の増額補正でございます。

次のページ14ページをお願いいたします。

目 6. 医療対策費におきまして、同じく人件費といたしまして、735万円の減額補正。

同款、項 2. 児童福祉費、目 3. 保育園費におきまして、人件費といたしまして、596万8,000円の減額補正。

同款、項 3. 人権対策費、目 1. 人権行政対策費、及び目 2. ふれあい人権センター運営費におきまして、人件費といたしまして合わせて42万円の増額補正でございます。

次のページに移っていただきまして、15ページお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費におきまして、人件費といたしまして、98万円の増額補正。

同款、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費におきまして、人件費といたしまして36万6,000円の減額補正。

款 5. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 2. 農業総務費におきまして、人件費といたしまして、12万円の増額補正でございます。

次のページ16ページをお願いいたします。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費、目 2. 下水道費におきまして、人件費といたしまして、14万8,000円の増額補正。

同款、項 4. 住宅費、目 3. 地域改善対策事業費におきまして、人件費といたしまして、27万8,000円の増額補正。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費におきまして、人件費といたしまして、中学校給食施設整備追加工事費のための2,950万円を含む、3,378万5,000円の増額補正でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

同款、項 5. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費、及び目 3. 歴史民族資料館管理運営費におきまして、人件費といたしまして、合わせて38万7,000円の増額補

正。

同款、項6．保健体育費、目1．保健体育総務費におきまして、人件費といたしまして、17万円の増額補正でございます。

次に、款11．公債費、項1．公債費、目1．元金におきまして、県市町村財政健全化支援事業における繰り上げ償還に要する費用として、1億1,330万3,000円の増額及び、18ページのみ3．公債諸費でその補償金といたしまして、1,331万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、戻っていただきまして、あの、9ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款9．地方交付税、項1．項1．地方交付税、目1．地方交付税におきまして、普通地方税として、3,177万5,000円の減額補正。

款13．国庫支出金、項2．国庫補助金、目7．総務費国庫補助金におきまして、社会保障税番号制度システム整備補助金として、66万3,000円。

同じく、同款、項3．国庫委託金、目2．民生費国庫委託金におきまして、年金システム改修の事務費交付金として、56万7,000円の増額補正で、いずれもシステム整備に係る100%の補助でございます。

続きまして、款14．県支出金、項2．県補助金、目5．公債費補助金におきまして、市町村財政健全化支援事業補助金といたしまして、665万円の増額補正で、繰り上げ償還に係る補償金分の二分の一の補助でございます。

次のページに移っていただきまして、10ページをお願いいたします。

同款、項3．委託金、目1．総務費委託金におきまして、知事、県議会議員選挙委託金といたしまして、249万9,000円の増額補正で、100%の県費補助でございます。

款17．繰越金、項1．繰越金、目1．繰越金におきまして、5,108万円の増額補正。

款18．諸収入、項3．雑入、目1．雑入におきまして、後期高齢者医療給付費負担金前年度償還金としまして、512万4,000円の増額補正。

款19．町債、項1．町債、目2．土木債におきまして、既設公営住宅改善事業債として、6,980万円の増額補正。

目3．教育債におきまして、小学校体育館整備事業債として、5,000万円の増額補正でございます。

これによりまして、補正予算書の6ページを御覧ください。

地方自治法第230条第1項の規定によりまして、第三表地方債補正につきまして、借入による新たな起債といたしまして、次の地方債を追加いたします。

一つ目、記載の目的は公営住宅建設事業で、限度額6,980万円。

二つ目、学校教育施設整備事業で、限度額5,000万円として、あの、ともに起債の方法は、証書借入れ、利率は無利子、償還の方法は、一年以内に措置し、15年以内に、15年以内元金均等償還といたします。

次に1ページ戻っていただきまして、補正予算書5ページを御覧ください。

地方自治法第214条第1項の規定により、平成27年度新学期から開始する、中学校給食におきまして、早急な業者選定を行い、試行期間も含めた調整準備が必要となりますが、次年度以降に経費の支出を伴うことから、債務負担行為を定めるものでございます。

第二表債務負担行為につきまして、事項といたしまして、運営も含めた中学校給食施設整備事業、期間といたしましては、平成27年度で、限度額を1,200万といたします。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第7号 平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第7号 平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,460万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億9,533万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為補正

第2条、債務負担行為の追加は、第二表債務負担行為補正による。

地方債補正

第3条、地方債の追加は、第三表地方債補正による。

平成26年12月3日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部

款9. 地方交付税、項1. 地方交付税、補正前の額14億4,700万円、補正額マイナス3,177万5,000円、計14億1,522万5,000円。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、補正前の額5,626万円、補正額66万3,000円、計5,692万3,000円。

同款、項3. 国庫委託金、補正前の額239万7,000円、補正額56万7,000円、計296万4,000円。

款14. 県支出金、項2. 県補助金、補正前の額3,590万4,000円、補正額665万円、計4,255万4,000円。

同款、項3. 委託金、補正前の額1,799万4,000円、補正額249万9,000円、計2,049万3,000円。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、補正前の額9,970万8,000円、補正額5,108万円、計1億5,078万8,000円。

款18. 諸収入、項3. 雑入、補正前の額1,640万4,000円、補正額512万4,000円、計2,152万8,000円。

款19. 町債、項1. 町債、補正前の額1億6,380万円、補正額1億1,980万円、計2億8,360万円。

歳入合計、補正前の額30億4,072万2,000円、補正額1億5,460万8,000円、計31億9,533万円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、補正前の額7,188万1,000円、補正額60万2,000円、計7,248万3,000円。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、補正前の額4億5,219万円、補正額マイナス114万2,000円、計4億5,104万8,000円。

同款、項2. 徴税費、補正前の額7,247万円、補正額マイナス10万円、計7,237万円。

同款、項3. 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額4,040万4,000円、補正額170万1,000円、計4,210万5,000円。

同款、項4. 選挙費、補正前の額、1,329万4,000円、補正額249万9,000円、計1,579万3,000円。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、補正前の額5億4,025万7,000円、補正額マイナス552万7,000円、計5億3,473万円。

同款、項2. 児童福祉費、補正前の額2億9,951万7,000円、補正額マイナス596万8,000円、計2億9,354万9,000円。

同款、項3. 人権対策費、補正前の額5,786万8,000円、補正額42万円、計5,828万8,000円。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、補正前の額7,748万1,000円、補正額

98万円、計7,846万1,000円。

款4. 衛生費、項2. 清掃費、補正前の額2億6,173万6,000円、補正額マイナス36万6,000円、計6億、あ、2億6,137万円。

款5. 農林水産業費、項1. 農業費、補正前の額6,624万1,000円、補正額12万円、計6,636万1,000円。

款7. 土木費、項3. 都市計画費、補正前の額1億1,853万3,000円、補正額14万8,000円、計1億1,868万1,000円。

同款、項4. 住宅費、補正前の額6,559万1,000円、補正額27万8,000円、計6,586万9,000円。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、補正前の額7,560万6,000円、補正額3,378万5,000円、計1億939万1,000円。

同款、項5 社会教育費、補正前の額4,474万3,000円、補正額、38万7,000円、計4,513万円。

同款、項6. 保健体育費、補正前の額3,143万6,000円、補正額17万円、計3,160万6,000円。

款11. 公債費、項1. 公債費、補正前の額3億9,720万6,000円、補正額1億2,662万1,000円、計5億2,382万7,000円。

歳出合計、補正前の額30億4,072万2,000円、補正額1億5,460万8,000円、計31億9,533万円。

次のページ以降の、第二表債務負債、負担行為補正、第三表の地方債補正、並びに事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛のほうさせていただきます。

以上でございます、どうぞ御審議御可決よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（森田 瞳） はい。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） 失礼します。ちょっとあの、お聞かせ願いたいんですねけども、学校給食の現在進行中の、工事進行中でございますけども、え、追加工事が出て、2,950万ですか、あの、この追加、工事に至るあの教育長その辺のことについては、内容のことについて、え、お聞かせ願いたいと思います。

教育長（楮山素伸） 議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） はい、それでは御答えをさせていただきます。

え、以前より工事今進捗状況として、順調に進んでいるわけでございます。

え、平成25年から26年度への繰越事業として、行っているわけですが、当時、制限付きの一般競争入札で行ったわけですが、不調に終わりました、そして、入札をその後やり直しをしまして、行ってきたわけですが、え、当初の設計から、え、国からの単価見直しの方針も含めて、労務単価の見直し、そして電気設備工事の工事費の増額が生じたということで、補正をお願いしているところでございます。

え、特に労務費につきましては、平成25年から26年におきまして、工種によりいろいろばらつきもあるわけですが、え、労務単価が増額をしています。

え、電気設備工事につきましては、キューピクルからの給食室に電柱による上空配線を予定しておりましたけども、生徒の通用門にあたるということで、安全面も考えて、増額の工事をしてところでございます。

以上、具体的にはそういう内容で補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

1番（森田 瞳）議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） あの、今教育長の説明ではですな、あの安全上の部分が生じてきたということで、あと、あとのほうで説明していただいた部分の追加工事が出てきたということ、そしてまた、あの、設計の段階で要するに、労務費単価、材料費がすごく上昇したということで、一回目は不調に終わったと、そしたら、2回目の入札をされて、ま、結果業者が決定されたわけですが、そこには、設計の内容のことについては、加味されなかったんですか、その後において、労務費が上がってきた、諸々のことについてきたということの説明今いただきましたけども、そしたら、その内容のこと要するに、予想されなかったと、当初の設計の部分についての契約のときにですよ、予想されなかったのか。ちょっとその辺のことについて。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山議長、あ、教育長。

教育長（楮山素伸） 当初のあの、設計の段階においては、あの、ま、中学校給食のキューピクルから給食室への電柱による、上空配線をいたしていたわけです。ところが、え、ま、先ほど言いましたように、ちょうど生徒の通用門を横切る形となるということで、

上空配線を地下の埋設に切り替えたという設計に変更したわけでございます。以上でございます。

議長（山岡 敏） よろしいですか。

1 番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

1 番（森田 瞳） はい、どうぞ。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 先ほど申しましたように、繰越ということで、予算をいただいているわけですので、設計の変更については、その時は出来なかったという理由でございます。以上でございます。

1 番（森田 瞳） はい、結構です。

議長（山岡 敏） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第13議案第8号平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（山岡 敏） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） それでは、議案第8号平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について、説明させていただきます。

今回の補正理由につきまして、一般会計同様、歳出については、公債費におきまして、県市町村財政健全化支援事業を活用した、地方債の繰上げ償還のための、708万8,000円の増額補正でございます。

次に歳入におきまして、町債の繰上げ償還分の借入れに伴う、7億8万8,000円の増額補正、及び借入れに係る、町債の限度額設定でございます。

詳細につきまして、補正予算書より説明させていただきます。

補正予算書8ページお願いいたします。

歳出

款2. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金、同目3. 公債諸費で合計708万8,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、

歳入

款1. 県支出金、項1. 県補助金、目2. 公債費補助金、補正額35万円。

款3. 町歳、項1. 町債、目1. 土木費、補正額660万円。

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、補正額13万8,000円です。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第8号 平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

安堵町長 西本安博

補正予算書1ページ目をお願いいたします。

議案第8号 平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）

平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ708万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,337万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

地方債

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第二表地方債による。

平成26年12月3日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款1. 県支出金、項1. 県補助金、補正前の額6万円、補正額35万円、計41万円。

款3. 町債、項1. 町債、補正前の額0円、補正額660万円、計660万円。

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、補正前の額0円、補正額13万8,000円、計13万8,000円。

歳入合計、補正前の額2,628万4,000円、補正額708万8,000円、計3,337万2,000円。

3ページお願いいたします。

歳出

款2. 公債費、項1. 公債費、補正前の額208万円、補正額708万8000円、

計916万8,000円。

歳出合計、補正前の額2,628万4,000円、補正額708万8,000円、計3,337万2,000円。

次のページ4ページをお願いいたします。

第二表地方債

起債の目的

住宅新築資金等貸付事業、限度額530万円。宅地取得資金貸付事業、限度額130万円、計660万円。

起債の方法

証書借入れ、利率無利子。

償還の方法

1年以内措置、13年以内の元金均等償還。

以上でございます。

なお、次のページ以降の、事項別明細書につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、全員です。

議長（山岡 敏） よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第14議案第9号平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（山岡 敏） 石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 上下水道課石橋でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明させていただきます。

本補正につきましては、人事院より勧告されました、給与会計等により影響が生じます、人件費について増額するもの、増額補正するもので、合わせてその財源となる一般会計繰上げ金についても、増額補正するものでございます。

それでは詳細について補正予算書により、ご説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費、目1. 公共下水道事業費におきまして人件費として14万8,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただき、6ページをお願いいたします。

歳入

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金におきまして、14万8,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第9号 平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成26年12月3日提出

続きまして、1ページをお願いいたします。

議案第9号 平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,134万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成26年12月3日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、補正前の額1億583万4,000円、補正額14万8,000円、計1億598万2,000円。

歳入合計、補正前の額2億7,120万円、補正額14万8,000円、計2億7,134万8,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費補正前の額8,849万3,000円、補正額14万8,000円、計8,864万1,000円。

歳出合計

補正前の額2億7,120万円、補正額14万8,000円、計2億7,134万8,000円。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日4日午前10時開会です。

本日は、これをもって散会いたします。

散 会

-----

11時58分

-----